

随時監査(公営企業会計に係る財務事務等の監査)結果に関する報告

第1 監査の対象

次のとおりである。

対象とする事業会計	対象とする部等	対象とする課等
1 病院事業会計	健康福祉部	病院管理課
		佐久間病院
2 水道事業会計	上下水道部	上下水道総務課
		お客さまサービス課
		水道工事課
		浄水課
		北部上下水道課
		天竜上下水道課
3 下水道事業会計	上下水道部	上下水道総務課
		お客さまサービス課
		下水道工事課
		下水道施設課
		北部上下水道課
		天竜上下水道課

第2 監査の期間

平成30年5月31日から同年7月18日まで

第3 監査の方法

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、平成29年度公営企業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、下記の項目について、監査対象部局から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を求め、関係法令等に基づき適正に執行されているかどうかを監査した。

- (1) 平成29年度決算に関する証書類の作成は適正か。
- (2) 固定資産や貯蔵品の管理及び記録は適正に行われているか。
- (3) 企業債の管理は適正に行われているか。
- (4) 未収金の管理及び回収は適正に行われているか。
- (5) 引当金の計上は網羅的かつ正確に行われているか。
- (6) 浜松市中期財政計画、事業ごとの各種計画等は適正に執行されているか。

第4 監査の結果

次のとおりである。

1 病院事業会計

財務に係る事務の執行として、平成29年度決算に関する証書類の作成事務、固定資産及び貯蔵品の管理事務、企業債管理事務、未収金の管理及び回収事務、引当金管理事務、計画の進捗状況等を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部の事務において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられた。

随 時 監 査

健康福祉部 病院管理課、佐久間病院

地方公営企業法施行令第22条の5第1項において、「管理者は、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について、定期及び臨時に地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務及び預金の状況を検査しなければならない。」と規定しているが、検査を行っていない。

地方公営企業法施行令に基づき、適正な検査を行われたい。

2 水道事業会計

財務に係る事務の執行として、平成29年度決算に関する証書類の作成事務、固定資産及び貯蔵品の管理事務、企業債管理事務、未収金の管理及び回収事務、引当金管理事務、計画の進捗状況等を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

3 下水道事業会計

財務に係る事務の執行として、平成29年度決算に関する証書類の作成事務、固定資産の管理事務、企業債管理事務、未収金の管理及び回収事務、引当金管理事務、計画の進捗状況等を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。